



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例	
○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課）	2
規 則	
○ 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	20

公布された条例のあらまし

- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（条例第40号）
 - 1 不動産取得税について、次のとおり措置を講ずることとした。（第63条、第71条、第75条の2、第78条及び第80条並びに附則第13条関係）
 - (1) 個人が、耐震基準不適合既存住宅の取得後6月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合について、一定の税額を減額する特例措置を講ずる。
 - (2) 農地保有合理化法人等が取得する土地に係る納税義務の免除措置について、対象から、農地保有合理化法人が取得する土地を除き、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する農地中間管理機構が取得する土地を追加する。
 - 2 鉱業法の規定により特定区域における試掘権のみなし存続期間に試掘することができる者を、鉱区税の納税義務者である鉱業権者の範囲に含めることとした。（第147条関係）
 - 3 自動車取得税について、次のとおり措置を講ずることとした。（附則第15条の2関係）
 - (1) 自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率を100分の3（現行100分の5）とし、営業用の自動車及び軽自動車の取得に対して課する税率を100分の2（現行100分の3）とする。
 - (2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に4分の1又は2分の1を乗じて得た率とする特例措置について、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に乘じる割合を100分の20又は100分の40とする。
 - 4 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする自動車税の特例措置について、次のとおり見直しを行うこととした。（附則第19条関係）
 - (1) 環境負荷の小さい自動車
 - 平成26年度及び平成27年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずる。
 - ア 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの及び平成21年排出ガス保安基準に適合する軽油自動車（乗用車に限る。）について、税率の概ね100分の75を軽減する。
 - イ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの（アの適用を受ける自動車を除く。）について、税率の概ね100分の50を軽減する。
 - (2) 環境負荷の大きい自動車
 - 次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）

について、それぞれ次に定める年度以後（平成27年度以後に限る。）に税率の概ね100分の15（バス（一般乗合用のものを除く。）及びトラックについては概ね100分の10）を重課する特例措置を講ずる。

ア ガソリン自動車又はLPG自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

イ 軽油自動車その他の(ア)に掲げる自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

5 この条例は、平成26年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。（附則）

条 例

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第40号

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第63条第3項中「供する」の次に「耐震基準適合既存住宅（）」を加え、「第37条の18で定めるものをいう。第71条第2項」を「第37条の18第1項で定めるものをいう。第75条の2において同じ。）のうち地震に対する安全性に係る基準として施行令第37条の18第2項で定める基準（第75条の2において「耐震基準」という。）に適合するものとして施行令第37条の18第3項で定めるものをいう。第71条第2項及び第75条の2」に改める。

第71条第2項中「既存住宅等（既存住宅）」を「耐震基準適合既存住宅等（耐震基準適合既存住宅）」に改め、同項各号中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改める。

第75条の次に次の1条を加える。

（耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額）

第75条の2 知事は、個人が耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条及び第80条第1項において同じ。）を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備

を除く。)を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき施行規則第7条の7で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

第78条の見出し中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条中「第8条第1項又は第11条の12」を「第11条の14」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法第4条第2項第1号」を「農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構（以下この条において「農地利用集積円滑化団体等」という。）が、農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号ロ」に、「（同条第1項）を「又は同法第7条第1号に掲げる事業（それぞれ同法第4条第1項）に、「第4条第2項第3号」を「第7条第3号」に、「農地保有合理化法人による」を「農地利用集積円滑化団体等による」に改める。

第80条の見出し中「第76条」を「第75条の2」に改め、同条第1項中「第76条から」を「第75条の2から」に改め、「認められるときは、当該取得の日から」の次に「耐震基準不適合既存住宅の取得について第75条の2の規定の適用があると認める場合には6月以内、」を、「不動産取得税額（」の次に「耐震基準不適合既存住宅の取得について第75条の2の規定の適用があると認める場合には当該住宅に係る不動産取得税額のうち同条の規定により減額すべき額に相当する税額、」を加え、「場合には、当該不動産」を「場合には当該不動産」に改め、同条第2項中「第76条」を「第75条の2」に改め、同条第3項中「第76条から」を「第75条の2から」に、「第76条の」を「第75条の2又は第76条の」に、「同条」を「これら」に改め、同条第4項中「第76条」を「第75条の2」に改める。

第147条中「第20条」の次に「又は第42条」を加える。

附則第7条中「又は前項」との次に「、「同項」とあるのは「第1項」と」を加え、「」と、「」とする」とあるのは「」と」を削り、「金額」とする」を「金額」と」に改める。

附則第13条第2項中「第71条第1項又は第2項若しくは第76条第1項」を「第71条第1項若しくは第2項、第75条の2又は第76条」に改める。

附則第15条の2第1項中「自家用」を「営業用」に、「同じ。）で」を「同じ。）（

に、「 Γ 以外のもの」を「以下この項において同じ。）を除く。）及び軽自動車」に、「100分の5」を「100分の2」に改め、同条第2項中「率に4分の1」を「率に100分の20」に改め、同条第3項中「率に2分の1」を「率に100分の40」に改め、同条第4項中「第19条第5項」を「第19条第7項」に改める。

附則第19条第1項中「専らメタノール」を「メタノール自動車（専らメタノール）に、「メタノール」を「をいう。次項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノール）」に、「及びガソリン」を「をいう。次項において同じ。）及びガソリン」に改め、「字句は、」の次に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第1号中「平成13年3月31日」を「平成15年3月31日」に、「初めて」を「最初の」に、「この号及び次号並びに次項から第5項まで」を「この条」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項第2号中「平成15年3月31日」を「平成17年3月31日」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項の表を次のように改める。

第140条第1項第1号ア	7,500円	8,600円
	8,500円	9,700円
	9,500円	10,900円
	13,800円	15,800円
	15,700円	18,000円
	17,900円	20,500円
	20,500円	23,500円
	23,600円	27,100円
	27,200円	31,200円
第140条第1項第1号イ	40,700円	46,800円
	29,500円	33,900円
	34,500円	39,600円
	39,500円	45,400円
	45,000円	51,700円
	51,000円	58,600円
58,000円	66,700円	

	66,500円	76,400円
	76,500円	87,900円
	88,000円	101,200円
	111,000円	127,600円
第140条第1項第2号ア	6,500円	7,100円
	9,000円	9,900円
	12,000円	13,200円
	15,000円	16,500円
	18,500円	20,300円
	22,000円	24,200円
	25,500円	28,000円
	29,500円	32,400円
	4,700円	5,100円
第140条第1項第2号イ	8,000円	8,800円
	11,500円	12,600円
	16,000円	17,600円
	20,500円	22,500円
	25,500円	28,000円
	30,000円	33,000円
	35,000円	38,500円
	40,500円	44,500円
	6,300円	6,900円
第140条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	8,200円
	15,100円	16,600円
第140条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	11,200円
	20,600円	22,600円
第140条第1項第3号ア(イ)	26,500円	29,100円

	32,000円	35,200円
	38,000円	41,800円
	44,000円	48,400円
	50,500円	55,500円
	57,000円	62,700円
	64,000円	70,400円
第140条第1項第3号イ	33,000円	36,300円
	41,000円	45,100円
	49,000円	53,900円
	57,000円	62,700円
	65,500円	72,000円
	74,000円	81,400円
	83,000円	91,300円
第140条第1項第4号	4,500円	5,100円
	6,000円	6,900円
第140条第1項第5号ア	定められた額	附則第19条第1項の規定により読み替えて適用する同項の表の右欄に定める額
第140条第1項第5号イ(ア)	23,600円	25,900円
	27,600円	30,300円
	31,600円	34,700円
	36,000円	39,600円
	40,800円	44,800円
	46,400円	51,000円
	53,200円	58,500円
	61,200円	67,300円
	70,400円	77,400円

	88,800円	97,600円
第140条第1項第5号イ(イ)	定められた額	附則第19条第1項の規定により読み替えて適用する同項の表の右欄に定める額。
第140条第2項第1号	3,700円	4,100円
	4,700円	5,200円
	6,300円	6,900円
第140条第2項第2号	5,200円	5,700円
	6,300円	6,900円
	8,000円	8,800円

附則第19条第2項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成26年度分の自動車税に係る第140条第1項及び第2項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

第140条第1項第1号ア	7,500円	8,200円
	8,500円	9,300円
	9,500円	10,400円
	13,800円	15,100円
	15,700円	17,200円

	17,900円	19,600円
	20,500円	22,500円
	23,600円	25,900円
	27,200円	29,900円
	40,700円	44,700円
第140条第1項第1号イ	29,500円	32,400円
	34,500円	37,900円
	39,500円	43,400円
	45,000円	49,500円
	51,000円	56,100円
	58,000円	63,800円
	66,500円	73,100円
	76,500円	84,100円
	88,000円	96,800円
	111,000円	122,100円
第140条第1項第2号ア	6,500円	7,100円
	9,000円	9,900円
	12,000円	13,200円
	15,000円	16,500円
	18,500円	20,300円
	22,000円	24,200円
	25,500円	28,000円
	29,500円	32,400円
	4,700円	5,100円
第140条第1項第2号イ	8,000円	8,800円
	11,500円	12,600円
	16,000円	17,600円
	20,500円	22,500円

	25,500円	28,000円
	30,000円	33,000円
	35,000円	38,500円
	40,500円	44,500円
	6,300円	6,900円
第140条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	8,200円
	15,100円	16,600円
第140条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	11,200円
	20,600円	22,600円
第140条第1項第3号ア(イ)	26,500円	29,100円
	32,000円	35,200円
	38,000円	41,800円
	44,000円	48,400円
	50,500円	55,500円
	57,000円	62,700円
	64,000円	70,400円
第140条第1項第3号イ	33,000円	36,300円
	41,000円	45,100円
	49,000円	53,900円
	57,000円	62,700円
	65,500円	72,000円
	74,000円	81,400円
	83,000円	91,300円
第140条第1項第4号	4,500円	4,900円
	6,000円	6,600円
第140条第1項第5号ア	定められた額	附則第19条第2項の規定により読み替え

		て適用する同項の表 の右欄に定める額
第140条第1項第5号イ(ア)	23,600円	25,900円
	27,600円	30,300円
	31,600円	34,700円
	36,000円	39,600円
	40,800円	44,800円
	46,400円	51,000円
	53,200円	58,500円
	61,200円	67,300円
	70,400円	77,400円
	88,800円	97,600円
第140条第1項第5号イ(イ)	定められた額	附則第19条第2項の 規定により読み替えて 適用する同項の表 の右欄に定める額
第140条第2項第1号	3,700円	4,100円
	4,700円	5,200円
	6,300円	6,900円
第140条第2項第2号	5,200円	5,700円
	6,300円	6,900円
	8,000円	8,800円

附則第19条第3項中「前項の表」を「次の表」に改め、「字句は、」の次に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第2号中「第5条の2第9項」を「第5条の2第1項」に改め、「この号」の次に「及び第5項第2号」を加え、「第5条の2第10項」を「第5条の2第2項」に改め、同項第4号中「基準エネルギー消費効率であつて」を削り、「平成17年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第41条の規

定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第5条の2第5項で定めるもの（以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）に、「第5条の2第11項」を「第5条の2第6項」に改め、同項に次の表を加える。

第140条第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
第140条第1項第1号イ	40,700円	20,500円
	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円
	39,500円	20,000円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円
	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円
第140条第1項第2号ア	88,000円	44,000円
	111,000円	55,500円
	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円

	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円
第140条第1項第2号イ	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
第140条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	4,000円
	15,100円	8,000円
第140条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	5,500円
	20,600円	10,500円
第140条第1項第3号ア(ア)	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
第140条第1項第3号ア(イ)	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円

	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円
	64,000円	32,000円
第140条第1項第3号イ	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第140条第1項第4号	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第140条第1項第5号ア	定められた額	附則第19条第3項の規定により読み替えて適用する同項の表の右欄に定める額
第140条第1項第5号イ(ア)	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円

第140条第1項第5号イ(イ)	定められた額	附則第19条第3項の規定により読み替えて適用する同項の表の右欄に定める額
第140条第2項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第140条第2項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円
第140条第3項	同号の営業用の一般乗合用のものの額	附則第19条第3項の規定により読み替えて適用する同項の表第140条第1項第3号ア(ア)の項の右欄に定める額

附則第19条第4項中「第5条の2第12項」を「第5条の2第7項」に、「(第2項)」を「(前項)」に改め、「字句は、」の次に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条第5項中「前項の規定」を「第4項の規定」に、「第5条の2第13項」を「第5条の2第12項」に、「第5条の2第14項」を「第5条の2第13項」に改め、「基準エネルギー消費効率であつて」を削り、「前項第4号」を「附則第15条の2第4項」に、「前項中」を「第4項中」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

- 5 次に掲げる自動車に対する第140条の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の左

欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第8項で定めるもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車
- (4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第9項で定めるもの
- (5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第10項で定めるものに適合するもの

第140条第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
第140条第1項第1号イ	40,700円	10,500円
	29,500円	7,500円
	34,500円	9,000円

	39,500円	10,000円
	45,000円	11,500円
	51,000円	13,000円
	58,000円	14,500円
	66,500円	17,000円
	76,500円	19,500円
	88,000円	22,000円
	111,000円	28,000円
第140条第1項第2号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第140条第1項第2号イ	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第140条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	2,000円
	15,100円	4,000円

第140条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	3,000円
	20,600円	5,500円
第140条第1項第3号ア(ア)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第140条第1項第3号ア(イ)	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
第140条第1項第3号イ	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第140条第1項第4号	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円
第140条第1項第5号ア	定められた額	附則第19条第5項の規定により読み替え

		て適用する同項の表 の右欄に定める額
第140条第1項第5号イ(ア)	23,600円	6,000円
	27,600円	7,000円
	31,600円	8,000円
	36,000円	9,000円
	40,800円	10,500円
	46,400円	12,000円
	53,200円	13,500円
	61,200円	15,500円
	70,400円	18,000円
	88,800円	22,500円
第140条第1項第5号イ(イ)	定められた額	附則第19条第5項の 規定により読み替え て適用する同項の表 の右欄に定める額
第140条第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第140条第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円
第140条第3項	同号の営業用の一般 乗合用のものの額	附則第19条第5項の 規定により読み替え て適用する同項の表 第140条第1項第3 号ア(ア)の項の右欄

に定める額

6 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第11項で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第140条の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

2 改正後の沖縄県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 改正前の沖縄県税条例（以下「旧条例」という。）第78条の規定は、同条に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条中「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項又は第11条の12に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法」とあるのは「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第3条に規定する旧農地保有合理化法人（以下この条において「旧農地保有合理化法人」という。）が同法附則第3条に規定する旧農地保有合理化事業（同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下この条において「旧基盤強化法」という。））」と、「の実施により施行令」とあるのは「に限る。）の実施により施行令」と、「又は農業経営基盤強化促進法」とあるのは「又は旧基盤強化法」と、「農地保有

合理化法人による」とあるのは「旧農地保有合理化法人による」とする。

(自動車取得税に関する経過措置)

- 4 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 5 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成25年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

規 則

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第35号

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第24条中「第73条の27の4第2項」を「第73条の27の4第3項」に、「第73条の27の5第3項」を「第73条の27の5第2項、法第73条の27の6第3項」に、「第73条の27の6第2項」を「第73条の27の7第2項」に改める。

第36条第4号中「（通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限る。）」を削り、「有するもの」を「有するものであつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。以下「自立支援医療受給者証」という。）の交付を受けているもの」に改める。

第39条第1項中「、精神障害者保健福祉手帳」を「又は精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証」に改め、同条第3項第2号中「沖縄県福祉保健部福祉・援護課長（以下「福祉・援護課長」という。）」を「沖縄県子ども生活福祉部平和援護・男女参画課長」に改め、同項第3号中「精神障害者保健福祉手帳」の次に「及び自立支援医療受給者証」を加える。

第49条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とする。

別表63の2の項の次に次のように加える。

63の3 条例第63条第6項の規定による控除及び条例第76条の規定による減額	不動産取得税課税標準の特例 ・減額適用申請書	第85号様式の3
----------------------------------------	---------------------------	----------

別表68の項を削り、同表69の項中「第72条第2項」の次に「又は第80条第2項」を加え、「第91号様式」を「第90号様式」に改め、同項を同表68の項とし、同表70の項中「取消及び」を「取消し及び」に、「第92号様式」を「第91号様式」に改め、同項を同表69の項とし、同項の次に次のように加える。

70 条例第75条の2の規定による減額	不動産取得税減額申請書	第92号様式
---------------------	-------------	--------

別表71の項中「第73条の27の6第2項」を「第73条の27の7第2項」に、「・条例」を「、条例」に改め、同表72の項中「第73条の27の6」を「第73条の27の7」に改め、同表73の2の項中「不動産取得税納税

義務免除申請書」を「不動産取得税納税義務免除申請書」に改める。

第85号様式の2中 「 既存住宅（中古住宅）の購入等
○特例適用既存住宅（自己居住用の中古住宅）」を

「 耐震基準適合既存住宅（中古住宅）の購入等
○耐震基準適合既存住宅（自己居住用の中古住宅）」に、「昭和57年1月1日以降」を「昭和57年1月1

日以後」に、「≦120,000（免税点）の場合は全額控除」を「免税点未満の場合は、全額控除）※免税点：
新築・増改築（23万円）、その他（12万円）」に、「○特例適用住宅（新築住宅用）用の土地」を「○特例適
用住宅（新築住宅）用の土地」に、「○特例適用既存住宅（自己居住用の中古住宅）用の土地」を「○耐震

基準適合既存住宅（自己居住用の中古住宅）用の土地」に、「特例適用 既存住宅」を「耐震基準適 合既存住宅」に改め、同様式

の次に次の1様式を加える。

第85号様式の3（用紙 日本工業規格A4縦長型）

不動産取得税 課税標準の特例適用申請書
減 額

年 月 日

沖繩県 県税事務所長 殿
事 務 所 長

申請者 住所 市 町 番地
郡 村
氏 名 (名称) ㊟

下記のとおり、不動産取得税の 課税標準の特例 減 額 の適用を申請します。

課 税 番 号		税 額			円		
取得した不動産	所在及び地番						
	不動産の種類	土地	地目	家屋	家屋番号	種類	構造
地積又は床面積	m ²		取得年月日	年 月 日			
被収用不動産等	不動産の所在地						
	不動産の種類	土地			家屋		
	公共事業の名称						
	公共事業の施行者						
	地積又は面積	m ²		固定資産課税台帳登録価格	円		
	被収用年月日又は譲渡年月日	年 月 日					

備考		
----	--	--

注 この申請書を提出される時は、課税標準の特例又は減額の適用を受けようとする事項を証明するに足りる書類を添付してください。

第90号様式を次のように改める。

第90号様式（用紙 日本工業規格A 4縦長型）

不動産取得税徴収猶予申請書								
沖繩県 県税事務所長 殿 事 務 所 長			申 請 者 住所（所在地）			年 月 日 市 町 村 番地	郡 村 氏名（名 称）	④
下記のとおり、不動産取得税の徴収猶予を申請します。								
課 税 番 号			税 額			円		
取得した不動産	所 在 及 び 地 番							
	不 動 産 の 種 類	土 地	地 目	家 屋	家屋番号	種 類	構 造	
		地積又は床面積		㎡	取 得 年 月 日		年 月 日	
徴収猶予を受けようとする事項		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> 1 住宅新築用土地の取得 2 耐震基準不適合既存住宅の取得 3 被収用不動産等の代替不動産の取得 4 譲渡担保財産の取得 </div> <div style="width: 45%;"> 5 市街地再開発組合の取得 6 事業協同組合等の取得 7 農地利用集積円滑化団体等による取得 8 土地改良区の換地の取得 </div> </div>						
住宅新築用土地の取得	新築住宅の着工予定年月日		年 月 日		徴 収 猶 予 税 額		円	
	新築住宅の完成予定年月日		年 月 日		徴 収 猶 予 期 限		年 月 日	
	新築住宅の譲受予定年月日		年 月 日		新築する住宅の床面積		㎡	
	新築又は譲受予定住宅の種類等		専用 共同 併用					
耐震基準不適合既存住宅	耐震基準適合証明予定年月日		年 月 日		徴 収 猶 予 税 額		円	

徴 收 猶 予 を 必 要 と す る 理 由	宅の取得	居住予定年月日	年 月 日	徴収猶予期限	年 月 日	
	被 収 用 不 動 産 等 の 代 替 不 動 産 の 取 得	被 収 用 不 動 産	不動産の所在地		固定資産税課税 台帳登録価格	円
不動産の種類			土地 家屋	被収用予定年月日又 は譲渡予定年月日	年 月 日	
地積又は床面 積				m ²	徴収猶予税額	円
公共事業の名 称				徴収猶予期限	年 月 日	
公共事業の施 行者						
譲 渡 担 保 財 産 の 取 得	債権の消滅予定年 月日	年 月 日	譲渡担保財産の設定者			
	譲渡担保財産の移 転予定年月日	年 月 日	住 所			
	譲渡担保財産設定 年月日	年 月 日	氏 名			
	徴収猶予税額	円	徴収猶予期限	年 月 日		
市 街 地 再 開 発 組 合 の 取 得	組合員に土地の譲 渡予定年月日	年 月 日	徴収猶予税額	円		
	組合員に家屋の譲 渡予定年月日	年 月 日	徴収猶予期限	年 月 日		
事 業 協 同 組 合 等 の 取 得	組合員、所属員に譲渡予定年月日		年 月 日			
	徴収猶予税額	円	徴収猶予期限	年 月 日		
農 地 利 用 集 積 円 滑 化 団 体 等 に よ る 取 得	譲 渡 又 は 交 換 予 定 年 月 日		年 月 日			
	徴収猶予税額	円	徴収猶予期限	年 月 日		
土 地 改 良 区 の 換 地 の 取 得	取 得 年 月 日	年 月 日	徴収猶予税額	円		
	譲 渡 年 月 日	年 月 日	徴収猶予期限	年 月 日		

注1 この申請書は、沖縄県税条例第68条の申告とあわせて提出してください。

2 徴収猶予を受けようとする事項を証明するに足りる書類を添付してください。

第91号様式を削り、第92号様式を第91号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第92号様式（用紙 日本工業規格A4縦長型）

不 動 産 取 得 税 減 額 申 請 書

年 月 日

沖縄県 県税事務所長 殿
事 務 所 長

申請者 住 所 市 町 郡 村 番地

氏 名 (名称)

㊦

下記のとおり、不動産取得税の減額を申請します。

課 税 番 号		税 額	円
取 得 し た 不 動 産	所 在 地		
	家 屋 番 号	居住床面積	m ²
	用 途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅	
	新 築 年 月 日	年 月 日	
	取 得 年 月 日	年 月 日	
	耐 震 基 準 適 合 証 明 年 月 日	年 月 日	
	居 住 年 月 日	年 月 日	
備 考	固定資産課税台帳 登 録 価 格	円	

注 この申請書を提出されるときは、減額を受けようとする事項を証明するに足りる書類を添付してください。

第93号様式中「第73条の27の3第4項、第73条の27の4第2項、第73条の27の5第3項、第73条の27の6第2項」を「第73条の27の3第3項、第73条の27の4第4項、第73条の27の5第2項、第73条の27の6第3項、第73条の27の7第2項」に、「納税通知書番号」を「課税番号」に、

「 平方メートル」を「 m²」に、

「

備 考	<input type="text"/>
-----	----------------------

」を

「

備 考	<input type="text"/>
-----	----------------------

」に改め、

同様式（注）2中「かこんで」を「囲んで」に改める。

第94号様式中「納税通知書番号」を「課税番号」に、 平方メートル を

「 [] m² に、 「4 農地保有合理化促進事業による取得」を 「4 農地利用集積円滑化団体等による取得」

譲渡担保の取得	譲渡担保財産の取得
市再組取街開合地発の得	市街地再開発組合の取得
事同等得業組の協合取	事業協同組合等の取得
農合進よ地理事る保化業取有促に得	農地利用集積円滑化団体等による取得
土良換取地区地改の得	土地改良区の換地の取得

に、 を に改める。

第129号様式（注）1中「及び」の次に「自立支援医療受給者証並びに」を加え、同様式（注）2中「福祉・援護課長」を「沖縄県子ども生活福祉部平和援護・男女参画課長」に改める。

第131号様式の2中 「福祉事務局長 町村長 福祉・援護課長 保健所長」を 「福祉事務局長 町村長 沖縄県平和援護・男女参画課長 保健所長」に改め、同様式（注）中

「福祉・援護課長」を「沖縄県子ども生活福祉部平和援護・男女参画課長」に改め、「精神障害者保健福祉手帳」の次に「及び自立支援医療受給者証」を加える。

第131号様式の3中 「福祉事務局長 町村長 福祉・援護課長 保健所長」を 「福祉事務局長 町村長 沖縄県平和援護・男女参画課長 保健所長」に改める。

第173号様式中「氏名 [] を 「氏名 [] に、電話番号 []」

「明大昭 [] 年 月 日生 (満 歳)」を 「 [] 年 月 日生 (満 歳)」に改め、同様式（注）1中「及び」の次に「自立支援医療受給者証並びに」を加え、同様式（注）2中「福祉・援護課長」を「沖縄県子ども生活福祉部平和援護・男女参画課長」に改める。

第174号様式注1(2)中「自動車税納税証明書」を「自動車税納税通知書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の沖縄県税条例施行規則の規定に基づいて印刷された様式については、
当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
-------------------------------------------------------	-------------------------------------------------